

# 熊本市における障害者就労施設等からの物品等の調達を円滑にするための方針（概要）

## 策定の目的

本方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号）に基づき、物品及び役務の調達等に関し、障がい者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の拡大を図り、もって障がい者就労施設で就労する障がい者、及び在宅就業障がい者の自立の促進に資することを目的として策定する。

## 調達方針の概要

### 1 適用範囲

市全ての機関が発注する物品又は役務の調達に関して適用する。

### 2 対象となる施設

- ・障害者支援施設
- ・地域活動支援センター
- ・生活介護事業所
- ・就労移行支援事業所
- ・就労継続支援事業所（A型・B型）
- ・小規模作業所
- ・特例子会社
- ・重度障害者多数雇用事業所
- ・在宅就業障害者
- ・在宅就業支援団体

### 3 推進方法

- ①障害者就労施設等の情報の収集と提供（リスト化と情報提供）
- ②円滑な調達を図るためのマッチング（発注予定物品等と①の情報とのマッチング）
- ③発注に際しての配慮等（適切な履行期間・発注数量の設定及び仕様等についての丁寧な説明）
- ④商品力向上のための支援（品質向上及び品目拡大等を図るための支援）
- ⑤全庁的な調達推進体制の整備（「熊本市障がい者優先調達推進会議」の設置）

### 4 調達目標の設定

平成25年度においては前年度実績を上回るよう努める。

（※）平成24年度実績額 26,136千円

### 5 調達方針及び実績の公表

- ①本市調達方針を策定又は見直しをしたときは、市ホームページ等により公表する。
- ②調達実績については、翌年度の6月末までに概要を取りまとめ、市ホームページ等により公表する。

